

川辺町定住自立圏構想共生ビジョン事業準備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第2次みのかも定住自立圏基本構想に定義される「都市圏とのつながりをつくる」又は「新しい公共の実現」を目指すための準備活動を行う、企業、住民活動団体、NPO、自治体組織（以下「住民活動団体等」という。）に対し、予算の範囲内において、川辺町定住自立圏構想共生ビジョン事業準備補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、川辺町補助金等交付規則（昭和46年川辺町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象団体)

第2条 補助の対象となる団体は、次の要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 構成員が5人以上で活動している団体で、構成員の少なくとも1人が住民（町内在勤、在学を含む。）であること。
- (2) 継続的な活動が行われ、又は行われることが見込まれる団体
- (3) 規約又は会則を有し、団体の意思を代表する代表者及び団体の意思を執行する組織が確立し、自主性及び自立性が保たれている団体
- (4) 年又は年度を一期とした予算及び決算の適切な会計処理が行われ又は行われることが見込まれる団体
- (5) 次のいずれにも該当しない団体であること。
 - ア 宗教及び政治に関する活動を目的とする団体
 - イ 公序良俗に反する活動を行う団体

(対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次表に掲げる事業のいずれかに該当するもので、次条に規定する助成の条件をすべて満たすものとする。

| 事業区分 | | 事業内容 |
|-------|--------------------------|---|
| ソフト事業 | 1 交流人口拡大につながるイベントの開催 | 川辺町の観光資源などを活用して、都市圏の多くの観光客が訪れるイベントの開催 |
| | 2 川辺町の観光PR又は情報発信事業 | 川辺町の自然景観、産業、文化、特産品などを活かした魅力ある観光のPR又は情報発信を都市圏に向けて行う活動 |
| | 3 都市圏との地域間交流事業 | 都市圏の市町村等と産業、文化、観光などを活かした地域間の交流活動 |
| | 4 資源を活用した特産品又はブランドの開発 | 川辺町の資源を活かした逸品や特産品開発など、川辺町のブランド力を創出し、都市圏に向けて販売する活動 |
| | 5 にぎわいのあるまちづくりを進める事業 | 川辺町の特色を活かし、まちのにぎわいを創出する活動で、都市圏からの交流人口を増加させるもの |
| | 6 歴史の継承、文化・自然の保全を目的とする事業 | 川辺町における歴史の継承や文化、自然の保全を目的として、調査・研究の成果を広く内外に発信・普及し、地域文化の振興を推進する活動 |

| | | |
|-------|---------------------------------|--|
| | 7 前各区分の事業を進めるための調査又は研究事業 | 前各区分の事業を進めていくうえで必要な調査又は研究活動 |
| ハード事業 | 8 川辺町の活性化・交流促進の拠点施設等の整備 | 川辺町の特色や、先人が培ってきた資源を活用し、多様な交流を促進し、地域の活性化を促す交流拠点施設等の整備 |
| | 9 コミュニティ活動・NPO活動の拠点施設等の整備 | 住民自治組織等が、住民の課題の解決に向けて、主体的・継続的な活動を展開するための活動拠点施設等の整備 |
| | 10 歴史、文化の伝承・自然、景観の保全活動の拠点施設等の整備 | 川辺町の歴史、文化、自然を活かした魅力あるまちづくりのために、現存する歴史的・文化的な価値のある建造物の修復や拠点施設等としての整備又は、伝統芸能の保存・伝承のための拠点施設等の整備。 |

2 前項のハード事業は、ソフト事業と組み合わせて行わなければならない。

(助成の条件)

第4条 対象事業は、次の条件をすべて満たすものとする。

(1) 共通

ア 美濃加茂市との協働事業により、「都市圏とのつながり」又は「新しい公共」を目指す事業で、第2次みのかも定住自立圏構想共生ビジョン事業に採択される見込みがあること。

イ 申請しようとする事業に対して、国、県又は市町村から他の補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないこと。

(2) ソフト事業

特段の事情ある場合を除き、採択後5年間は継続すること。

(3) ハード事業

ア 事業を行うに際して使用しようとする施設(以下「申請施設」という。)の所有者または管理者と貸借契約等を締結するなど改修等を行うことについて同意を得られること。

イ 事業採択後、申請施設は目的を変えずに5年以上継続すること。

ウ 申請施設で、政治活動、選挙運動又は宗教活動を行わないこと。

(対象経費)

第5条 助成の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、対象事業に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。ただし、次の経費は、助成の対象としない。

(1) 住民活動団体等の組織又は施設の運営に要する経費

(2) 出資、寄付、助成、補助又は償還金(利子含む。)、貸付けに要する経費

(3) 土地等の不動産の貸借料及び取得に要する経費並びに地上権等の取得に要する経費

(4) その他町長が助成の対象としないと認める経費

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、次の対象経費の範囲内とする。

(1) ソフト事業 対象経費の100分の100以内

(2) ハード事業 対象経費の100分の100以内

2 前項各号の合計額は、50万円以内(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(事業の申請)

第7条 住民活動団体等が事業を申請しようとするときは、川辺町定住自立圏構想共生ビジョン事業準備補助金申請書(様式第1号。以下「補助金申請書」という。)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 団体の規約、会則その他これらに準じるもの
- (3) 事業内容が分かる設計図書(位置図、平面図、立面図、工事見積書、写真等)
- (4) 申請施設の所有者の同意書
- (5) その他町長が必要と認めるもの

(書類審査)

第8条 書類審査は、次のとおりとする。

- (1) 住民活動団体等が第2条に規定する団体であることの可否
- (2) 申請された事業が第3条から第6条までの規定に該当するかの可否
- (3) 次条の審査基準の可否

(審査基準)

第9条 審査基準は、次のとおりとし、その事業に該当すると認められる項目について審査の対象とする。

(1) 事業についての審査基準

| | |
|---------------|---|
| 1 公益性の視点 | 住民に利益が及ぶ活動であるか。 活動が広く住民に認められるものであるか。 |
| 2 発展性の視点 | 既存事業の内容を見直し、事業効果の向上が図られているか。 他の団体、大学等の研究機関、事業者等と連携し発展的な効果を持つように努めているか。 |
| 3 継続性の視点 | 継続した住民等の活動が可能か。 継続して拠点施設の維持管理が可能か。 |
| 4 マーケティングの視点 | 住民ニーズを捉える手法を用いているか。 地域社会の課題に対応しているか。 |
| 5 計画性の視点 | 目指すべき姿と、それに近づくための計画であるか。 資金計画や事業のスケジュールが適当なものか。 |
| 6 効率性の視点 | 目的に対して過剰な投資となる整備ではないか。 事業の実施方法や経費の配分が効率的であるか。 |
| 7 自治の視点 | 住民活動団体等が自立性を持って、自ら補完すべき事業であるか。 |
| 8 先駆性の視点 | 住民活動団体等が取り組む意義のある先駆性を有する事業であるか。 |
| 9 地域活性化の視点 | 拠点整備をきっかけとして、住民活動が活発となり地域が活性化するか。 |
| 10 新しい公共の視点 | 新しい公共を担う活動であるか。 |
| 11 交流人口の拡大の視点 | 都市圏との交流人口の拡大に結びつく事業であるか。 |

| | |
|----------|---------------------|
| 12 協働の視点 | 美濃加茂市との協働に留意されたものか。 |
|----------|---------------------|

注) 上記表中の項目 10 又は 11 のいずれかと、12 は審査にあたっての必須項目とする。

(2) 住民活動団体等についての審査基準

| | |
|-------------|---|
| 1 運営の開放性の視点 | 住民活動団体等の運営に多数の住民等が関わる事が可能とされ、閉鎖的でなく開かれた組織となっているか。 |
| 2 事業遂行能力の視点 | 住民活動団体等が申請された事業を行うにあたり、適正な規模と活動能力を有しているか。 |

(補助の決定)

第 10 条 町長は、補助金申請書の提出があった場合は、審査結果により補助の金額及び適否を決定し、川辺町定住自立圏構想共生ビジョン事業準備補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(変更の承認)

第 11 条 補助金の交付決定後において、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更申請書（様式第 3 号）を町長に提出して、その承諾を受けなければならない。

(実績報告)

第 12 条 前条の交付決定通知書を受けた者は、事業を完了した日から 30 日以内又は当該年度の年度末のいずれか早い日までに、川辺町定住自立圏構想共生ビジョン事業準備補助金実績報告書（様式第 4 号）に必要書類を添えて提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 13 条 町長は、規則若しくはこの要綱に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により、補助金交付の決定を取り消した場合において既に補助金が交付されているときは、町長はその返還を命じるものとする。

(補助金の交付請求)

第 14 条 請求書の様式は、別記様式第 5 号のとおりとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に規定するもののほか、運用にあたって必要な事項は、その都度町長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

助成対象経費

| | 内容 | 備考 |
|--------------|--------------------------|---------------------------------------|
| 報償費 | 講演、指導、出演等の謝礼 イベントの記念品 | 団体の構成員が受取人となる謝礼は除く。 |
| 旅費 | 交通費、宿泊費 | 宿泊費に日当、飲食費は含めない。 |
| 需用費 | 消耗品、光熱水費、燃料費、 印刷製本費 | 団体事務所等の管理運営に要したものを除く。 |
| 役務費 | 通信運搬費、広告料、保険 料、手数料 | |
| 委託料 | 対象事業に係るものに限定 | |
| 使用料及び 賃借料 | 建物、会場、車両、機械器具 等の借上料 | |
| 工事費 | 建築物の工事費 | 用途が対象事業に限定され、建物の借上げが不相当と認められる場合のみとする。 |
| 原材料費 | 資材等の材料費 | |
| 備品購入費 | 対象事業に係る備品に限定 | 一つにつき購入費用 10 万円以上の備品は除く。 |